

2021年11月17日

確定拠出年金法の改正について（その2）

昨年6月15日にお知らせした通り、令和2年5月29日、第201回通常国会において「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年6月5日に公布されました。

今回の改正では、「加入可能年齢の拡大」、「企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和」、「受給開始時期の上限延長」などが実施されます。これにより、今まで以上に高齢期の長期化に備えるため、確定拠出年金制度を活用いただくことができるようになります。

令和3年8月～9月に関連する政省令が公布されましたので、2022年5月施行の「企業型DCの加入可能年齢の拡大」、2022年10月施行の「企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和」および2024年12月施行の「企業型DC、iDeCoの拠出限度額にDB等の他制度ごとの掛金相当額を反映」について追加でご案内します。

以下、厚生労働省からのお知らせを掲載いたします。法改正のポイントとともに留意点が記載されておりますので、ご確認ください。

P1：企業型DCの加入可能年齢の拡大（2022年5月施行）

P2：企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和（2022年10月施行）

P3：企業型DC、iDeCoの拠出限度額にDB等の他制度ごとの掛金相当額を反映
（2024年12月施行）

以 上

令和4（2022）年5月から

企業型DC加入者の加入可能年齢が引き上げられます

これまで企業型DCでは

60歳未満の厚生年金被保険者を加入者とすることができました。

また、60歳以降は、企業型DC規約に定めがある場合、60歳前と同一事業所で引き続き使用される厚生年金被保険者に限り、最大65歳未満を加入者とすることができました。

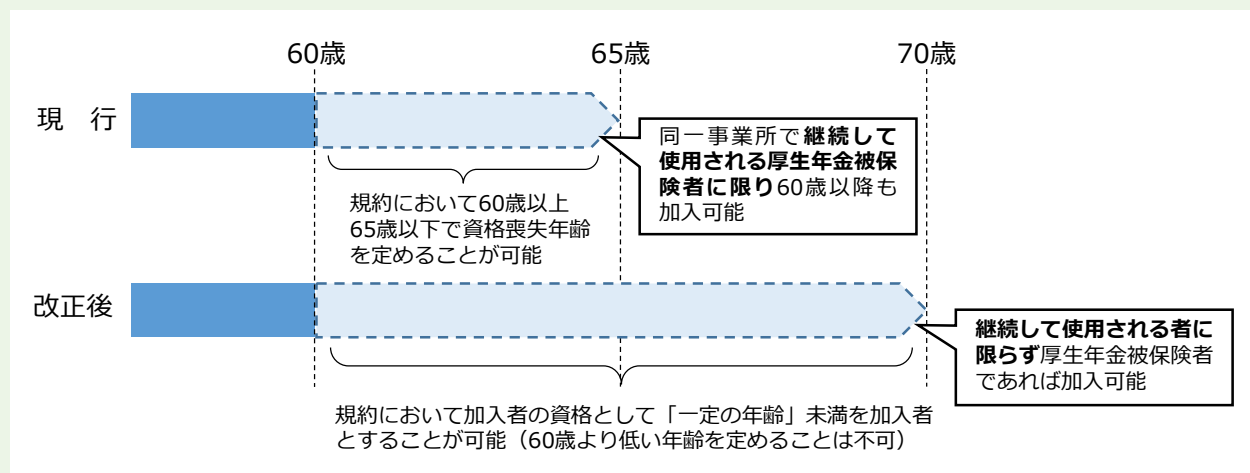
令和4（2022）年5月からは

厚生年金被保険者(原則70歳未満)であれば、企業型DCの加入者とすることができます。ただし、企業によって加入可能年齢などが異なります。

企業型DC規約で定める資格として、「一定の年齢未満」であることを定めることができます。

例えば、「60歳未満」を加入者とする、「65歳未満」を加入者とするといったように**労使で加入資格を定めることができますが**、一定の年齢を60歳より低い年齢とすることはできません。

現在の加入できる年齢を見直す場合には、企業型DC規約の変更が必要となりますので、運営管理機関にご相談ください。



★ご確認ください。

- 企業型DCの老齢給付金について既に裁定請求をした方は、再び企業型DCに加入することはできません。
- 事業主の皆様におかれては、採用等があった**60歳以上の方を新たに企業型DCの加入者**としようとする際には、**企業型DCの老齢給付金について既に裁定請求を行っていないか**ご確認ください。
- 裁定請求を行っていたことが後日判明したときは、加入日にさかのぼって加入者資格を取り消す必要があります。

令和4（2022）年10月から

企業型DC加入者が iDeCo を利用しやすくなります

これまで企業型DC加入者が iDeCo に加入するには

iDeCo の加入を認める企業型DCの規約の定めが必要でした。

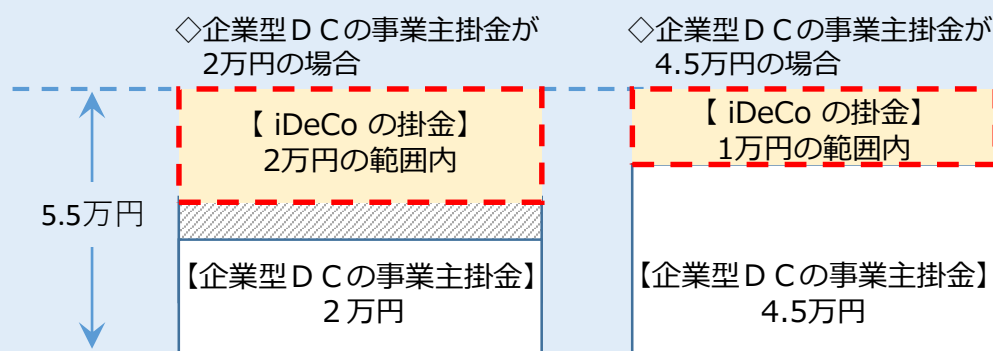
規約の定めが無い場合、事業主掛金が低い方にとっては、拠出可能な枠に十分な残余があるにもかかわらず、iDeCo に加入できませんでした。

令和4年10月からは、企業型DCの規約の定めを不要とし、

企業型DCのみに加入する方は

月額55,000円から各月の企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲内(上限20,000円)で、iDeCo の掛金を毎月拠出できるようになります。

これにより、事業主掛金が低い方が iDeCo を利用しやすくなります。



企業型DCと確定給付型（DB、厚生年金基金など）に加入する方は

月額27,500円から各月の企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲内(上限12,000円)で、iDeCo の掛金を毎月拠出できるようになります。

【企業型DC加入者の iDeCo 加入要件】

- ☑ 企業型DCの事業主掛金が月の上限(55,000円※)の範囲内で毎月拠出であること
- ☑ iDeCo の掛金が55,000円※から各月の企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲内(上限20,000円※)で毎月拠出であること
- ☑ 企業型DCのマッチング拠出（加入者掛金拠出）を利用していないこと

※ 企業型DCと確定給付型に加入する方は 55,000円 → 27,500円、20,000円 → 12,000円です。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、マッチング拠出を利用するか iDeCo に加入するかをご自身で選択できます。

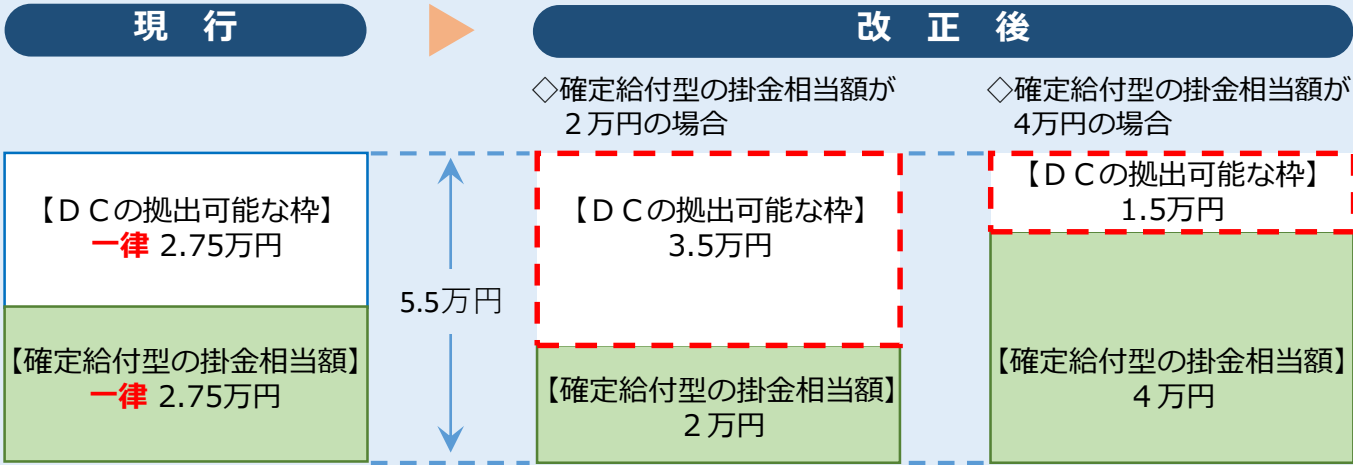
令和6（2024）年12月からは

DCの拠出可能な枠について、確定給付型（DB、厚生年金基金など）ごとの掛金相当額（仮想掛金額）を評価し、月額55,000円から掛金相当額を控除した範囲内となります。

iDeCo は・・・

月額55,000円から各月の事業主の拠出額※を控除した額(20,000円を超える場合は20,000円)が上限になります。

※ 事業主の拠出額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの掛金相当額の合計額になります。
事業主の拠出額によっては、iDeCo の掛金の上限が小さくなったり、掛金を拠出できなくなったりすることがあります。



▶ 企業型DCの事業主掛金の拠出可能な枠 = 月額5.5万円 - 確定給付型ごとの掛金相当額
▶ iDeCo の拠出可能な枠（上限2万円） = DCの拠出可能な枠 - 企業型DCの事業主掛金

確定給付型を実施する事業主の皆様におかれては、確定給付型の掛金相当額の算定については、確定給付型の受託機関と今後ご相談いただきますようお願いいたします。

★ご確認ください。

- 令和4年10月から、企業型DCの事業主掛金が各月の上限の範囲内での各月拠出となっていない場合、企業型DCに加入する従業員は iDeCo に加入できません。その旨を企業型DCの規約に併せて記載し、従業員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。
- 令和4年10月から、事業主掛金と iDeCo の掛金の合算は『基礎年金番号・生年月日・性別』を用いて行います。
 - **事業主の皆様**におかれては、記録関連運営管理機関(レコードキーパー)に登録している企業型DC加入者の『基礎年金番号・生年月日・性別』の適正な管理を改めてお願いします。
 - **企業型DCに加入する従業員の皆様**も、企業型DCの加入者専用サイトで、ご自身の『基礎年金番号・生年月日・性別』に誤りがないか改めてご確認ください。